

2019年4月1日

会員代表者各位

一般社団法人 日本経済団体連合会

会長 中西宏明

労働法令の遵守徹底、働き方改革のさらなる取組みのお願い

本日より、時間外労働の上限規制や、年休5日の年次有給休暇の時季指定義務、医師の面接指導制度の強化を柱とする改正労働基準法・労働安全衛生法が順次施行されます。

残念ながら法令違反や過労死の事案が後を絶ちません。過重労働をなくし、社員がこれまで以上に「働きがい・やりがい」を感じながら働くことができるよう、労働法令の遵守徹底と、働き方改革の一層の推進をお願いいたします。

一社の取組みで解決が難しい、短納期要求をはじめとする長時間労働につながる商慣行は、国、サプライチェーン全体で是正していかななくてはなりません。

社員の健康は、事業を営むうえでの大前提であります。経営者におかれましては、改正法が施行されるこの機会に、強いリーダーシップを一層発揮いただくことをお願いいたします。

[本件に関する連絡先]

経団連 労働法制本部

電話：03 - 6741 - 0834 (担当：伊藤、鈴木)

以上

【ご参考】働き方改革関連法の施行日

	法律	大企業	中小企業	
1. 働き方改革の基本理念	雇用対策法（労働施策総合推進法に名称変更）	2018年7月6日（公布日施行）		
2. 労働時間	労働基準法	時間外労働の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
		上限規制の猶予措置の廃止（自動車運転、建設業）	2024年4月1日	
		年休5日取得義務化 高プロ創設 フレックスタイム制の清算期間延長	2019年4月1日	
		中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率を50%以上とすることの猶予措置の廃止	—	2023年4月1日
	労働時間等設定改善法	勤務間インターバル制度の努力義務化	2019年4月1日	
3. 労働者の健康確保	労働安全衛生法	医師の面接指導制度の拡充 産業医・産業保健機能の強化 2019年4月1日		
4. 同一労働同一賃金	パートタイム労働法・労働契約法（パートタイム・有期雇用労働法に名称変更）		2020年4月1日	2021年4月1日
	労働者派遣法		2020年4月1日	